

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 第24条 家庭生活における個人の尊厳と両性の平等

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### 個人の尊厳と両性の平等

今回は、24条を中心に家庭生活にお

ける個人の尊厳と両性の平等について考えてみましょう。

戦後、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とする憲法ができ、男女のあり方は法律上大きく変わったのです。

憲法では、「すべて国民は個人として尊重される」（13条）「すべて国民は法の下に平等である」（14条）ことを定めました。そして、結婚も「両性の合意のみに基いて成立」、「夫婦が同等の権利を有すること」を定め、女性は法律の上では社会的にも政治的にも、そして、家庭内でも男性とすべて平等になりました（24条）。

やっと、人口の半分を占める女性の平等な権利が明確に記されたのです。

戦前女性は、「家」制度のもとで、結婚すると夫の「家」に入り、「戸主」と夫に従わねばなりませんでした。妻は自分一人では契約もできず、自分の財産の管理もできない「無能力者」とされていました。女性は参政権もあたえられず、政党に加入することもできませんでした。政談演説会に参加することさえ（1922年まで）禁止されていたのです。夫の不貞も妻は我慢するだけ。夫は甲斐性があるとされるが女性は逆に姦通罪で処罰されたのです。社会的にも男尊女卑のな

## ◆みんなの学習講座



ベアテ・シロタ・ゴードンさん

かで徹底的に差別されていきました。戦前の女性は、政治的にも、家庭的にも、社会的にも一人の人間としてはみとめられず、家を守り、単に子どもを産む道具として扱われていたのです。

敗戦直後、日本の支配層の憲法草案は旧憲法とあまり変わらない内容のものであったようです。GHQは戦後世界に通用しないとのことで急遽草案作りに取り掛かったとのこと。ベアテ・シロタ・ゴードンさんもその一人として、女性と子どもの権利に関する多くのことを書いたことは知られています。彼女は成長期日本で過ごし日本の状況をよく知っていたといいます。日本政府の代表者は24条について、「日本には女性が男性と同

じ権利をもつ土壌はない。日本女性には適さない」「日本の国情に反する」などと抵抗したそうですが、この条文は20世紀のさまざまな憲法から、多くの示唆と影響を受けています。

1946年戦後初の衆議院選挙の結果、日本初の女性議員39名が誕生しました。戦前の女性たちの運動があったからこそだと思います。

### 家庭生活はまだまだ不平等

#### 根強い家意識

司会Ⅱ男女は平等でなければならぬことは誰でも認めることとなっています。しかし現実はどうでしょうか。家庭・職場・地域で、憲法という「個人の尊重」「男女平等」は活かされているでしょうか。

A子Ⅱ最近姪が結婚したのですが、〇〇家と〇〇家の結婚式ということで紹介されました。私が結婚したときも結納金をもらいました。自分たちの意志で結婚す

ると思ってきましたが、家に対しての結納金がありました。

夫も家では料理や家事を何でもしますが、夫の実家に帰ると一切やらなくなります。平等という意識もありますが、場面面で家意識が残っているところがあります。

B子Ⅱ私も家の中で完全に平等かというはまだまだと感じます。私がいちばん感じたのは、NITの合理化で再雇用の時です。「お袋どうするんだ」という夫の言葉です。嫁が単身赴任、遠距離通勤になったら大変だという思いが夫の中には切実にあつたと思います。私も夫に反対されなかったらNIT本体を選択したと思います。人生で一番後悔する選択でした。でも譲ってしまいました。男だつたら迷わず選択できたと思います。男女の違いを一番感じたところで。

司会Ⅱ労働条件の問題もありますが、家制度に縛られているのは女性の方が強いですね。

G男Ⅱ男もしばられています。実家は

代々続く家柄で、親戚、家族のつながりが強いです。職場や社会では平等意識はありますが、家へ帰ると家意識が強くなります。長男を立てるし、親の面倒は社会的にみるのではなく家族がみるという意識があります。男が家長として家を守る意識もあります。

家制度の問題は女性だけでなく男性も男社会のプレッシャーのなかにいます。例えば実家に帰ると、「いつまで、母親一人で置いておくのだ」と親戚からいわれるのです。

## 男女の賃金格差、昇進格差、仕事の差別

司会Ⅱ つぎに職場では女性ほどのような立場にありますか。

A子Ⅱ 民間職場で勤続34年ですが、同期の女性はたくさんいましたが、結婚・育児・配転で辞めています。今3人しか残っていません。別会社に行き低賃金で働いている人もいます。

C子Ⅱ 私は自治体で働き続け年金生活になりましたが、2歳先輩が「結婚する時に、働き続けるという選択肢は全くなかった。結局パートで働らかされてきたのよね」と話していました。私は結婚したとき、一人会議室に呼ばれ、上司から「働き続けるのかどうか」問われました。男性はそんなことないですよ。最初の差別でした。二人目の子どもは、私の扶養に、健康保険も私に入れようと思いました。夫に社会保険があるのだから、社会通念上認められないとのこと。その時も差別を感じましたが、認めさせることができました。

G男Ⅱ NTTは女性が多い職場で、休職制度があり育児休業制度もあります。労働組合が勝ち取ってきたからです。しかし、結婚・出産を機に辞める女性が多いです。

司会Ⅱ 皆さんのお話を聞いていると、まだまだ憲法の精神が職場に活かされていないと思います。賃金や昇格・昇進はどうですか。

C子Ⅱ 私は自治体ですが、採用時は男女で同一賃金でした。しかし、昇格により男女の賃金の差は大きいものがあります。当時副主幹という末端の管理職になると5万円くらい差が出ました。

B子Ⅱ 電電公社時代は勤続年数で賃金が決まっていました。それが、成果主義が導入されて賃金格差が出て来ました。「世界男女格差報告」①で日本のランクが、136カ国中105位なのは女性の管理職が少ない、国会議員の数が少ない、低賃金だからだと思います。

C子Ⅱ 確かにそうだと思います。日本での男女の差が大きい背景は、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という、根深い考え方があってはないか。政府の

① 世界経済フォーラム (WEF) が発表する男女格差報告。性別による格差の大きさ、範囲を示し、各国の経済・政治・教育・健康の男女格差を評価。2013年版では、日本は対象国136カ国中105位であった。男女格差の小さい国は、1位アイスランド、2位フィンランド、3位ノルウェー。

## ◆みんなの学習講座

1	(1)	アイスランド	14	(1)	ドイツ
2	(2)	フィンランド	18	(18)	イギリス
3	(3)	ノルウェー	23	(22)	アメリカ
4	(4)	スウェーデン	45	(37)	フランス
5	(5)	フィリピン	61	(59)	ロシア
6	(3)	アイスランド	69	(68)	中国
7	(6)	ニュージーランド	71	(80)	イタリア
8	(7)	デンマーク	105	(101)	日本
9	(10)	スイス	111	(104)	韓国
10	(8)	ニカラグア	136	(135)	イエメン

昨年の調査でも「男性は外、女性は家」に賛成の割合は半数を超していました。働く女性の内6割の人が仕事を辞める状況は、20年以上前から変わっていません。もう一度働こうとしてもパートなど非正規の働き方しかできない事が多いし、低賃金の状況です。

**司会II** 「世界男女格差報告」で、北欧のランクが上位ですね。自分の職場でどう感じられますか。

**D子II** 民間職場ですが、取締役の女性が一人います。女性の管理職への登用を積極的に勧めています。私はとんでもない

と思うのです。出向、配転、転籍で職場が変わってきたのも、男社会の中で30歳過ぎて独身で働いている女はいらないという嫌がらせで配転されました。今まで虐げられてきた自分でもこれからがんばれば、それなりに評価されると言われ戸惑っています。仕事をがんばると思いう気持にされてしまいます。女性差別はしませんといわれると、男並みにがんばるしかない、という意識になってしまいます。

**A子II** 男女同権を主張していくことで、企業の管理職の男女の割合が、果たして数だけ平等になることが、本当の平等ということになるのでしょうか。

**B子II** 政治参加の場に女性の数が少ないと政治的に女性の声が届きづらいということ。会社であっても経営部門に女性が少ないということは会社の意思決定に女性の声が反映されにくいということ。

**司会II** 議員に女性が多くいる社会は、それなりに女性の発言力、権利が、下から

押し上げられて実現すると思います。労働運動や民主的な組織はどうでしょう。

**H子II** 労働運動でもまだまだ女性が少ない状況です。若い頃、大手のセメント会社は組合と協定を結んで、女性の結婚退職制度、女性の30歳定年制がありました。裁判をして打ち勝たねばならない時代でした。今考えると全くの差別でした。女性が働き続けることに対して、社会の目は非常に冷たかったです。そのうち、男だ、女だと言っていられない、アスペクトの問題、破産の問題が出て来ました。これは、男女区別なく全員が水をかぶる攻撃が、次々と来て大変でした。私も一人で嫌だったのですが、一人で代表して闘うしかなかったのです。

**G男II** B子さんも労働組合委員長を引き受けるときに、初めは躊躇しました。女性として委員長はできない気があったからだと思います。女性の側にも一歩下がってほしいという気持があると思います。そこを一歩前にできるとすると、女のくせに、女だてらにとか反対される。

そこが、社会的に戦前から引きずっているから問題だと思えます。男性の課題でもあるし、女性自身の課題でもあると思えます。

F子Ⅱ女性も組織の中で、意見が言え、意見が反映され実行されたときは、やりがいがあります。私も昨年の大会で労働組合の委員長を引き受けました。

## 自由民主党改正草案の「家族」は何を意味するか



NTT持株会社前で抗議要請行動をする女性委員長

司会Ⅱ自由民主党改正草案では、24条で「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」とあり、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」の「のみ」を省いています。この改正案についてどう思いますか。

D子Ⅱ家を出て徘徊していた認知症の男性が列車にはねられて亡くなり、この男性の遺族に対し、「事故を防止する責任があった」として、約720万円を鉄道会社に支払うよう命じる判決が出されました。遺族は、高裁に控訴しています。

今、超高齢社会での介護が問題になっていますが、24時間家族が親の面倒を見るのは困難です。自由民主党改正草案は「家族は助け合わなければ」となっていますが、社会保障、福祉切り捨ての中で、たいへんなことです。社会が面倒を見ず、家族が面倒を見る体制にしたいということでしょうか。

B子Ⅱ昨年、お笑い芸人の親の生活保護問題が報道されました。以来、家族で扶

養義務をとという風潮になってきています。

C子Ⅱ病人の看護とか、老人の介護とか、子どもの保育・教育とかが、性別役割分担ということ、家族、特に女性の負担が大きくなると思います。「家族」を言うなら社会的保障を充実させるべきです。I子Ⅱ私は、自由民主党改正草案の「家族の尊重・家族は互いに助け合うこと」は当たり前であるし、いいことではないかと思えます。

G男Ⅱ確かに生きていく上で家族は大切なものです。しかし、家族を社会の単位として尊重することになれば、個人の尊重は、後退する恐れがあります。個人の尊重を本質としている現憲法とは全く異なるものです。

「家族を大事にすべき」という主張をつきつめれば「個人より家族を大事に」ということになり、「個人より国家を大事にすべきだ」となっていくのではないのでしょうか。今の憲法は人間の幸福の根っこに「個人」をおいたのです。家族を守るために個人が存在するのでなく、一

## ◆ みんなの学習講座

人ひとりの幸せのために家族がある。自由民主党改正草案は「戦前の家制度への帰帰につながる」危険が感じられます。

### 憲法 24 条を活かすこと

#### ・ 差別の現状を変え

#### 平等を勝ち取ること

司会 II 24 条は家庭生活における個人の尊厳と両性の平等、これを生活化する。

これを強調しています。生活化とは憲法を活かすということです。我々自身も支配階級の考え方が染みつき、先ほどから出されているように、活かしきれていません。その生活化をどうするのかを議論して下さい。

I 子 II 私の職場も非正規雇用に入れ替えられています。非正規雇用が全労働者の 3 分の 1 を超えました。女性労働者の非正規雇用割合は半数を超えています。男性の賃金水準低下の中の女性の格差拡大です。「女性の貧困化」の流れは止まりません。男女平等の実現には女性の

経済的自立が不可欠であり、男女平等賃

金は共に考え合わねばならないものです。

C 子 II 女性がアキラメズに、声を上げ続ける必要があると思います。たとえば、

家庭でも夫と意見が同じ時はいいが、意見が違った時にどうするのか。男性も、女のくせに生意気だととらえるのでなく、一緒に考えていく方向へ進めるのかどう

かが大事だと思えます。家庭の状況は必ず職場にも反映されるものです。

B 子 II 私も夫と意見が違ってもケンカにはならなかった。ケンカしないで我慢した方が楽なんです。家の中に波風立てたくないんです。でも対立しないと発展しないことを思うと、大いにケンカして大いに話し合うべきだと思います。

C 子 II 私たちは「男性も、女性も働き続けることは当たり前」「人間らしく働き続け、生き続けるために」と学習、交流をしてきました。働く者の立場で考え合うことが大切です。

司会 II 時間が来ましたので最後になりますが、座談会では、さまざまな不平等の

現実が出されました。その現状を少しでも変える努力を私たち自身がすることです。

旧支配層の思想や、封建的遺制を払拭することは容易ではありませんが、みんなで学習をし、みんなで一歩前に出ることが必要ではないでしょうか。

自由民主党の改正草案「家族の尊重・家族の助け合い」がだされたねらいは、国家への協力、そして、福祉、社会保障切り捨てのためではないでしょうか。少子高齢化社会に向かっている中で、福祉、社会保障の充実を勝ち取らなければ、家庭で、特に女性にその負担を担わせようとするものが見えてきました。まさに女性問題としてあらわれてきているのです。個人の幸福のために、家族も国家もあるのです。

24 条をしっかりと守り、家庭でも職場でも地域でも、差別に対し声を上げ、団結をつくり男女平等の実現を勝ち取っていきましょう。